

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間
に係る環境影響評価

中間報告書工事中その1

令和4年3月

山 梨 県

【はじめに】

本中間報告書は、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間（山梨県甲府市西下条町～甲府市桜井町：延長約 9km）を対象に実施した環境影響評価法に基づく事後調査と山梨県環境影響評価条例に基づく事業の実施中及び実施後の手続きのうち、山梨県が事業者となる山梨県甲府市西下条町～落合町（西下条ランプ～落合西インターチェンジ^{注1}：延長約 1.6km）の区間における工事中の事後調査を対象にとりまとめたものである。

【道路名称について】

新山梨環状道路は、北部・東部・南部・西部の4つの区間で構成されている。

このうち、北部・東部区間については、都市計画決定に向けて、国土交通省が担当する北部区間の一部区間（甲府市桜井町～国道20号甲府市向町：延長約 2km）と山梨県が担当する東部区間（延長約 7km）を合わせた延長約 9kmを「東側区間」として、北部区間の上記一部区間を除く甲府市桜井町から甲斐市宇津谷までの延長約 15kmを「北部区間」として、それぞれ概略計画が決定された。その後、「北部区間」（延長約 15km）は「北区間」として、「東側区間」（延長約 9km）は「東区間」として都市計画及び環境影響評価の手続きが行われ、平成25年3月7日に都市計画決定された。

本中間報告書における道路名称は、都市計画及び環境影響評価の標記である「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間」を用いる。

^{注1} 西下条ランプは現状の名称から変更せず、落合西・東については、標識適正化委員会の同意のもと、落合西インターチェンジ、落合東インターチェンジの呼称を用いることに確定している。

また、これ以降、表及び図中では、インターチェンジはICと記載する。